

発議案第 3 号

データセンターに関する法整備を求める意見書について

上記発議案を、別紙のとおり、白井市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 7 月 1 日提出

白井市議会議長 伊藤 仁 様

提出者 白井市議会議員 徳本 光香

賛成者 白井市議会議員 柴田 圭子

提案理由

国に、データセンターを法律で定義し、周辺地域の生活環境の保持のための法整備と、温暖化対策を義務化する法整備等を求めるため。

データセンター建設に関する法整備を求める意見書（案）

現在、全国的にデータセンターが増えており、千葉県白井市内でも桜台・富ヶ谷という住宅街に接した地域でデータセンターの建設計画が進められています。

白井市では、建設予定地の近隣住民から、建設後の日照時間の削減、ビル風、排熱による暑さ、景観破壊、生活道路を出入りする車両の増加による交通事故のリスクの増大、避難経路の未確立など、数多くの問題への心配の声が寄せられています。データセンターの国内整備の必要性は認識していますが、こうした生活環境への影響が想定される以上、地域住民の理解を得ることが重要です。

白井市内のデータセンターは「事務所」として建設計画が進められていますが、1950年（昭和25年）に制定された建築基準法には、データセンターの定義や基準がありません。建物の面積の数パーセントしか事務所機能を有する部屋がなく、大量の燃料タンクを備え、災害時には避難が必要になる可能性がある施設を「事務所」と扱うこと自体、近隣住民の十分な理解を得られていません。また、データセンターは多量の温室効果ガスを発生させるため、2050年カーボンニュートラルの実現を困難にする懸念があり、一自治体の対応には限界があります。

上記の問題は今後も全国で起こる可能性があり、政府において早急に建築基準法等でデータセンターを位置づけ、周辺地域の生活環境を守り、温暖化対策の義務化を含む法整備を行う必要があると考えます。よって、白井市議会は、下記の事項について要望します。

記

[要望項目]

- 1 データセンターを建築基準法等に位置づけ、周辺地域の生活環境と安全を保持するための法整備を行うこと。
- 2 データセンターを環境アセスメントの対象とし、温暖化対策の義務化、基準に関する法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年7月1日

千葉県白井市議会

提出先

内閣総理大臣 石破 茂 様
衆議院議長 額賀 福志郎 様
参議院議長 関口 昌一 様
国土交通大臣 中野 洋昌様
経済産業大臣 武藤 容治 様
総務大臣 村上 誠一郎 様
環境大臣 浅尾 慶一郎 様